別紙４

父親も子育てにかかわることのできる働き方の実現

○ 現行制度

○原則、労働者１人につき連続して１回、<u>１歳まで</u>育児休業を取得することができる。

＜共働きの場合＞

＜専業主婦（夫）家庭等の場合＞

○ 配偶者が専業主婦（夫）等であって常態として子を養育できる場合は、事業主は労使協定により、労働者からの育児休業の申出を拒むことができる(労使協定除外がない場合は、同時取得可能）

特例；保育所に入所できない等の場合には、１歳６か月までの延長が認められる。

○ 父親の育児参加促進のための制度見直し案

（1）労使協定による配偶者が専業主婦（夫）家庭等の労働者の育児休業取得除外規定の見直し

○ 配偶者が専業主婦（夫）等であっても、夫（妻）が育児休業を取得できる中立的な制度にする。

（2）出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進

○出産後８週間の時期の父親の育児休業を「父親の産休」として取得を促進する。

○出産後８週間に父親が育児休業を取得した場合には、特例として育児休業を再度取得できるよう要件を緩和する。

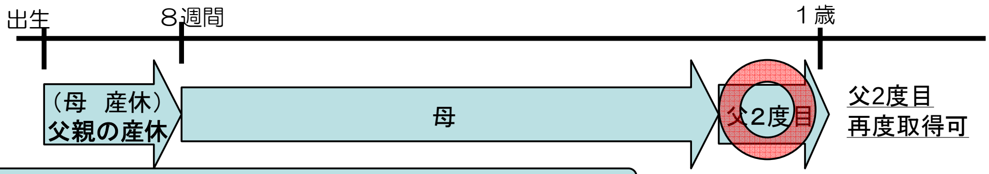

（3）父母ともに育児休業を取得した場合における育休期間の延長

○父母がともに育児休業を取得する場合に、休業期間を現行よりも延長できるようなメリット（「パパ・ママボーナス育休期間」）を設ける。（父母1人ずつの取得できる期間は変えない。同時にとる場合もこの範囲内。）

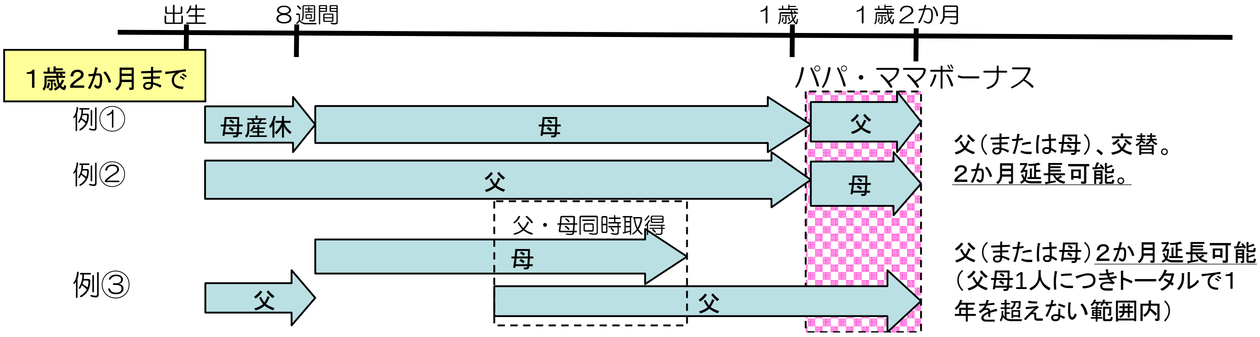

今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会参集者名簿

（５０音順、敬称略）

	氏　名	役　職
	いわしな　ひろゆき 岩品　浩通	株式会社　伊勢丹　人事部　労務・人材サービス担当長
	おおいし　あきこ 大石　亜希子	千葉大学　法経学部　准教授
	おおつ　かずお 大津　和夫	読売新聞　東京本社　編集局　社会保障部　記者
	くぼ　たかし 久保　隆志	電機連合　中央執行委員　労働調査部長
○	さとう　ひろき 佐藤　博樹	東京大学　社会科学研究所　教授
	なかくぼ　ひろや 中窪　裕也	一橋大学大学院　国際企業戦略研究科　教授
	もろずみ　みちよ 両角　道代	明治学院大学　法学部　教授
	わきさか　あきら 脇坂　明	学習院大学　経済学部　教授

（注）○は座長

今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会の開催状況

第１回 （平成１９年９月１０日）	○研究会における検討課題等
第２回（１０月１８日）	○実態調査の調査項目等
第３回（１１月２９日）	○ヒアリング （１）介護休業制度について （独立行政法人労働政策研究・研修機構就業環境・ワークライフバランス部門 研究員　池田心豪 氏） （２）株式会社伊勢丹における取組について（岩品委員） （３）電機連合における取組について（久保委員）
第４回（１２月２５日）	○ヒアリング （１）ドイツにおける両立支援制度について （城西国際大学人文学部教授　魚住明代 氏） （２）フランスにおける両立支援制度について （日本大学法学部教授　神尾真知子 氏） （３）男性の育児参加の促進について （株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部門副主任研究員　松浦民恵 氏）
第５回 （平成２０年１月２１日）	○ヒアリング （１）有期契約労働者の育児休業について （独立行政法人労働政策研究・研修機構就業環境・ワークライフバランス部門 研究員　池田心豪 氏） （社団法人日本人材派遣協会事務局次長兼企画広報課長　河邉彰男 氏） （２）両立支援制度の利用側の視点から（ムギ畑代表　勝間和代 氏）
第６回（２月２８日）	○個別課題についての検討
第７回（３月１１日）	○個別課題についての検討
第８回（４月３日）	○個別課題についての検討
第９回（４月２５日）	○これまでの意見の整理 ○個別課題についての検討
第１０回（５月２０日）	○実態調査結果の報告等 （１）今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査結果の報告 （株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部門主任研究員　松浦民恵　氏） （２）有期契約労働者の育児休業等の利用状況に関する調査報告 （独立行政法人労働政策研究・研修機構就業環境・ワークライフバランス部門 研究員　池田心豪　氏） ○個別課題についての検討
第１１回（６月１２日）	○報告書素案の検討
第１○回 （６月～７月）	○報告書とりまとめ